

令和7年度就学援助用スキー用具の入札について

1 入札案件

スキー用具の購入及び引換に係る単価契約であり、札幌市教育委員会が発行する「スキー用具引換券」を持参した就学援助受給児童（小学校1年生、4年生）及び就学援助受給生徒（中学校1年生）に対し、仕様書に基づいたスキー用具の提供及び金具の取り付け等を行うこと。

入札は以下のとおり区別の計3件とする。なお、ジュニア用及び一般用それぞれの単価により契約する。調達見込み数は下表のとおり

[調達見込み数] ※昨年度の実績等により算出したものであり、購入数を保証するものではない。

区	① 中央・南・ 西・手稲	② 北・東	③ 白石・厚別・ 豊平・清田
小学校 (ジュニア用)	931	855	930
中学校 (一般用) ※小学校一般含む	233	145	113

2 遵守事項

(1) スキー用具の仕様について

別紙仕様書のとおり。

なお、示した各用具の種類は最低基準であり、児童・生徒の選択の幅ができるだけ広がるよう配慮すること。

(2) 引き換え期間について

令和7年12月1日(月)から令和8年1月31日(土)までを共通引き換え期間とし、引き換え対応を行う日は土曜日及び日曜日を含む週5日以上とすること。また、時間は午前11時から午後5時までを必須とする。

※休業日及び年末年始（令和7年12月29日から令和8年1月3日）については除く。

なお、引き換えにあたっては、以下の事項を遵守すること

- a 児童・生徒及び保護者の利便性等を考慮し、可能な限り、当該期間に加えて令和7年11月下旬からの引き換えについても調整すること。
- b 上記引き換え期間を通じて、全ての品目について仕様書に定めた条件を満たす品揃えを確保すること。

(3) 引き換え場所について

市内中心部、契約対象区または契約対象区に隣接する区の交通利便地

(4) 児童・生徒に対する配慮について

児童・生徒及び保護者が、余裕をもって選択できる時間を確保するとともに、プライバシーの保護等にも留意すること。

3 請求方法

教育委員会に対し、引換券等必要書類を添付のうえ、代金を請求すること。手続等の詳細については、契約後に別途通知する。